

Ⅲ 美しい県土づくり

1 「立山砂防」の世界文化遺産登録を目指して

「立山砂防」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪や脆弱な地質など土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた災害に対する人間の独創的な対応力、回復力を示す防災遺産であり、人類全体の貴重な文化遺産としての価値を有しています。

県は関係市町とともに平成19年9月末、「『立山・黒部』～防災大国のモデルー信仰・砂防・発電～」として、文化庁に世界文化遺産の提案を行い、平成20年9月に「世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産」と位置づけられました。

これを受けて、県では以下のような取り組みを行っています。

H19	9月 『立山・黒部』～防災大国のモデルー信仰・砂防・発電～」として文化庁に世界文化遺産の提案
H20	9月 「世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産」に位置づけられる
H21	6月 白岩砂防堰堤の重要文化財指定（砂防施設として初めて） 10月 国際砂防フォーラム2009（富山市内）
H24	11月 世界遺産条約採択40周年記念富山会議（富山市内）
H26	11月 国際防災学会インタープリメント2014における発表（奈良市内） 3月 国連防災世界会議における発表（仙台市内）
H27	8月 ワルストロム国連事務総長特別代表（防災担当）が立山カルデラを視察 9月 日本イコモス国内委員会富山会議開催（富山市内）
H28	5月（公社）砂防学会「富山大会」 5月 国際防災学会インタープリメント2016（スイス）での周知活動（5/30～6/2）
H29	10月 世界遺産登録推進国際シンポジウム2017（東京都内） 11月 「常願寺川砂防施設」の重要文化財指定 12月 日本イコモス国内委員会が「立山砂防施設群」を「日本の20世紀遺産20選」の3番目に選定
H30	10月 国際防災学会インタープリメント2018における発表（富山市内）
R 1	10月 国際イコモス年次総会国際シンポジウムにおける発表（モロッコ王国）
R 2	11月 世界遺産登録推進シンポジウム2020（富山市内）
R 3	6月 国際防災学会インタープリメント2021における発表（ノルウェー※web開催）
R 4	6月 ユネスコ本部で開催された企画展に出展（フランス・パリ） 10月 竣工した富山県防災危機管理センターで立山砂防の価値や魅力を発信 3月 第三回世界防災フォーラムにおける発表（宮城県仙台市）
R 5	4月 国際防災学会インタープリメント2023における発表（台湾） 9月 国際イコモス総会における発表（オーストラリア・シドニー）
R 6	6月 国際防災学会インタープリメント2024における発表（オーストリア・ウィーン） 3月 第四回世界防災フォーラムにおける発表（宮城県仙台市）



世界遺産登録推進シンポジウム2022



パリ・ユネスコ本部で立山砂防の価値を説明（R4.6）



国際防災学会（ウィーン）でのポスター発表やVR動画を用いたPR（R6.6）



立山砂防のパネル展示



白岩堰堤大型タペストリー

国際防災学会インタープリメント2018

国際防災学会インタープリメント2018は、「変動帯における大規模な土砂災害と減災対策」を主なテーマに、世界27の国と地域から749名（うち外国人130名）の砂防技術者、研究者、行政関係者等が参加し、4日間にわたり富山国際会議場で開催されました。富山県は、立山砂防の顕著な普遍的価値等のポスター発表やパネル展示を行い、閉会式では、「立山砂防は顕著な普遍的価値を有しており、今後の世界の人々の参考となるよう、人類共有の遺産として共有していくべきものである」とする、「富山宣言」が採択されました。

県民意識の醸成

「立山カルデラ砂防博物館」と連携し、野外ゾーンでの体験学習会の充実を図り、県民意識の醸成に努めています。体験学習会の開催を通して、立山カルデラの大自然の営み、そして、その大自然に挑んできた人間の英知と努力の結晶ともいべき砂防事業の意義や高い技術などを広く紹介しています。立山カルデラ砂防博物館URL <https://www.tatecal.or.jp/tatecal/index.html>

重要文化財「常願寺川砂防施設」



白岩堰堤



本宮堰堤



昭和8年



平成25年

泥谷堰堤

2 県民の皆さんとの未来づくり

私たちの生活を支える社会資本の整備や維持管理について、県民の皆さんと一緒に考え、取り組みます。

1 普及・啓発活動

■訓練（いざという時に備えて）

市町村などの関係機関、地域住民と密接に連携をとりながら、大規模地震災害を想定した実践的かつ広域的な災害応急活動等の防災訓練を実施し、防災計画等の円滑な運用に資するとともに、防災思想の普及啓発を図ります。



防災訓練

■見学（社会資本に対する理解を深めるために）

「とやまの土木」を実際に見て頂く「県民見学会」や「県政バス教室」等の行事を実施することで、社会資本整備の意義と重要性を県民の皆様にご理解頂けるよう努めています。



県政バス教室

■教室（未来に向けて）

社会資本は、長期にわたり利用されるものです。「川を語る懇談会」や「子ども砂防教室」、「こども雪教室」の開催をとおして、次世代の主役となる子供達と社会資本である公共土木施設の役割を共に考えています。



川を語る懇談会（上庄川）



子ども砂防教室（小矢部市）



こども雪教室（富山市）

2 県民提案型事業の推進

■とやまのみちフレッシュアップ事業

道路を利用する県民の皆さんからご提案やご意見を取り入れながら、今あるみちに「ひと工夫」加えることにより、道路がより安全、便利で快適に利用できるようにしています。

歩行空間の整備例



対策前



対策後

既存の道路敷を有効に活用し、歩行空間の確保

見通しの改善例



対策前



対策後

右折レーンの2車線化により、右折車の見通しを改善

■通学路及び未就学児の集団移動経路の合同点検による交通安全の確保

登下校中の児童や散歩中の未就学児等が死傷する事故が全国で相次いだことを受けて、富山県では道路管理者、教育、保育施設及びその所管機関、警察、地域住民等が連携して、通学路及び未就学児の集団移動経路の合同点検を行い、その結果を踏まえ、現地の状況に応じた対策を実施し、交通安全の確保に継続的に取り組んでいます。



通学路合同点検状況

対策実施例【立山町立高野小学校通学路 県道日中五百石線】



対策前



対策後

- 横断歩道の手前をカラー舗装化し、注意を喚起する。
- 歩道の転落防止柵の高さをより高く、安全なものに更新する。

3 地域が主役となる事業の推進

■ 景観づくり住民協定

地域の景観をより良くしていくためには、その地域の人たちの自主的・主体的な景観づくりへの取組みにより進められることが望ましく、かつ、効果的です。

富山県景観条例ではこのような景観づくり活動を奨励するために「景観づくり住民協定」の制度を定めており、協定に基づいた修景事業等に対して市町村と連携し、支援を行っています。



景観づくり住民協定 八日町通り（南砺市）

4 協働

■ ふるさとリバーボランティア支援制度

県民の皆さんと一緒に、清掃などの美化活動、稚魚の放流や植栽等の愛護活動など川や海を守り育てていく活動を進めています。



河川美化活動（いたち川）



河川愛護活動（高橋川）

■ 道路愛護ボランティア制度

歩道、路肩、植樹樹などの清掃、草むしり、水やり等のボランティア活動を支援し、県民の皆さんと一緒に、道路沿線の美化活動を進めています。



道路愛護ボランティア（国道471号）

■ 砂防NPO協働支援事業

NPO法人富山県砂防ボランティア協会と連携・協働して危険箇所の点検、防災講習会などを実施し、危険箇所の周知や防災知識の普及、土砂災害に対する共助、自助の意識を高めます。



危険箇所の点検

■ 雪と汗のひとかき運動

県民との協働による除排雪を推進する一環として、主要な交差点やバス停等の歩道に除雪用スコップを置き、地域住民の方々や通行する方々に、雪だまりなどをひとかき除雪してもらうものです。



（県道富山戸出小矢部線 戸出西部小学校前交差点）

3 地域の個性を活かした景観づくり

平成14年に景観条例を制定し、翌年に景観づくりを総合的・計画的に推進するための基本となる「景観づくり基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、県内の豊かで美しい自然景観や田園景観が守り育てられ、良好な景観の都市づくりが行われるとともに、歴史や文化を生かしたまち並みづくりが進められるよう、各種施策を展開しています。

1 うるおいある景観づくり

■とやまビューポイント

優れた景観を眺望できる地点「とやまビューポイント」（富山県景観条例の「ふるさと眺望点」の愛称）を、令和3年3月に30地点を追加指定し、計60地点となりました。

県公式YouTubeでは、とやまビューポイントをユーチューバー「とやまこ」さんが楽しく紹介する動画3本を公開しています。



とやまビューポイント 富岩運河環水公園から見る富山市街



令和6年度うるおい景観とやま賞 景観創出部門 利賀大橋

■富山県眺望景観保全指針

とやまビューポイントからの眺望景観を保全するため、令和4年3月に眺望景観保全指針を策定しました。

優れた景観がよりよい形で次代に継承されるよう、関係する土地利用者等、地域住民及び公共団体の皆様に、協力をお願いしています。



眺望景観保全指針

■景観づくりの普及啓発

うるおいや安らぎを感じさせる建築物・工作物、景観づくりの推進を目的とした個人又は団体の活動等を公募し、優れたものを表彰する「うるおい景観とやま賞」等の顕彰事業を行っています。簡単に参加ができるよう、Instagramから応募可能とし、写真1枚で応募する「景観フォト部門」を新設しました。

■景観づくりに対する支援

住民等が一定の区域を定め、住宅等の建築物の位置、形態・意匠、敷地の緑化等の景観づくりに関する協定の締結を推進しています。

この景観づくり住民協定が締結され内容が県に届けられれば、その協定に基づく修景事業等に要する費用の一部を関係市町村と連携し支援しています。

住民協定に基づく修景事業



「いなみ上新町歩いて楽しめる町づくり協定」に基づく修景（南砺市）

2 屋外広告物の適正化

■富山県屋外広告物条例に基づく規制

良好な景観形成・風致維持、公衆への危害防止を図るため、県条例により、屋外広告物の規制を行っています。

立山連峰をはじめとする優れた自然・眺望景観の保全と良好な沿道景観の形成のため、許可基準等を改正した県条例・同施行規則を平成22年7月より施行しています。

また、平成26年には、北陸新幹線からの眺望景観保全のため規制地域を見直しました。

■景観に調和した屋外広告物の普及

屋外広告物の規制だけでなく、景観広告ガイドラインの発行や「景観広告とやま賞」による顕彰等により、周辺景観と調和した屋外広告物への誘導に取り組んでいます。



第17回景観広告とやま賞（令和6年）
景観広告大賞・富山県知事賞 37BASE（南砺市）